

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
障害者就業・生活支援センター事業委託	支出負担行為担当官 大橋 泰之 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	令和4年4月1日	社会福祉法人愛護会 岩手県奥州市水沢羽田町字水無沢491番地	1400605000155	「障害者就業・生活支援センター事業実施要綱」において、岩手県知事から推薦のあった社会福祉法人等へ委託することが定められていることから、競争を許さないため。 会計法第29条の3第4項	18,023,000	18,023,000	100.0%	0	-	-	-	
障害者就業・生活支援センター事業委託	支出負担行為担当官 大橋 泰之 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	令和4年4月1日	社会福祉法人若竹会 岩手県宮古市和見町8番33号	4400005004142	「障害者就業・生活支援センター事業実施要綱」において、岩手県知事から推薦のあった社会福祉法人等へ委託することが定められていることから、競争を許さないため。 会計法第29条の3第4項	17,171,049	16,560,152	96.4%	0	-	-	-	
障害者就業・生活支援センター事業委託	支出負担行為担当官 大橋 泰之 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	令和4年4月1日	社会福祉法人千晶会 岩手県盛岡市上太田穴口53番地	8400005000427	「障害者就業・生活支援センター事業実施要綱」において、岩手県知事から推薦のあった社会福祉法人等へ委託することが定められていることから、競争を許さないため。 会計法第29条の3第4項	26,615,000	26,615,000	100.0%	0	-	-	-	
障害者就業・生活支援センター事業委託	支出負担行為担当官 大橋 泰之 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	令和4年4月1日	社会福祉法人平成会 岩手県一関市幸町8番6号	3400505000088	「障害者就業・生活支援センター事業実施要綱」において、岩手県知事から推薦のあった社会福祉法人等へ委託することが定められていることから、競争を許さないため。 会計法第29条の3第4項	18,548,909	18,548,908	100.0%	0	-	-	-	
障害者就業・生活支援センター事業委託	支出負担行為担当官 大橋 泰之 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	令和4年4月1日	社会福祉法人修倫会 岩手県久慈市長内町18地割14番地3	6400005004867	「障害者就業・生活支援センター事業実施要綱」において、岩手県知事から推薦のあった社会福祉法人等へ委託することが定められていることから、競争を許さないため。 会計法第29条の3第4項	19,263,946	19,249,646	99.9%	0	-	-	-	
障害者就業・生活支援センター事業委託	支出負担行為担当官 大橋 泰之 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	令和4年4月1日	社会福祉法人岩手県社会福祉事業団 岩手県盛岡市高松三丁目7番33号	5400005000413	「障害者就業・生活支援センター事業実施要綱」において、岩手県知事から推薦のあった社会福祉法人等へ委託することが定められていることから、競争を許さないため。 会計法第29条の3第4項	29,562,735	29,552,835	100.0%	0	-	-	-	
障害者就業・生活支援センター事業委託	支出負担行為担当官 大橋 泰之 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	令和4年4月1日	社会福祉法人カシオペア障連 岩手県二戸市石切所字川原46番地1	7400005007662	「障害者就業・生活支援センター事業実施要綱」において、岩手県知事から推薦のあった社会福祉法人等へ委託することが定められていることから、競争を許さないため。 会計法第29条の3第4項	19,713,161	19,713,155	100.0%	0	-	-	-	
障害者就業・生活支援センター事業委託	支出負担行為担当官 大橋 泰之 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	令和4年4月1日	社会福祉法人大洋会 岩手県大船渡市上根町字下欠125番地15	9402705000093	「障害者就業・生活支援センター事業実施要綱」において、岩手県知事から推薦のあった社会福祉法人等へ委託することが定められていることから、競争を許さないため。 会計法第29条の3第4項	16,458,497	16,238,512	98.7%	0	-	-	-	
障害者就業・生活支援センター事業委託	支出負担行為担当官 大橋 泰之 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	令和4年4月1日	社会福祉法人翔友 岩手県釜石市鶴住居町25地割13番地43号	6400005004520	「障害者就業・生活支援センター事業実施要綱」において、岩手県知事から推薦のあった社会福祉法人等へ委託することが定められていることから、競争を許さないため。 会計法第29条の3第4項	19,017,989	19,017,818	100.0%	0	-	-	-	
岩手労働局職業対策課分室(助成金相談コーナー)の賃貸借	支出負担行為担当官 大橋 泰之 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	令和4年4月1日	株式会社盛岡地域交流センター 岩手県盛岡市盛岡駅西通二丁目9番1号	3400001001607	前年度に引き続き建物及び土地を利用するものであることから、契約の性質が競争を許すものでないため。 会計法第29条の3第4項	12,510,141	12,183,768	97.4%	0	-	-	-	

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
釜石労働基準監督署事務室賃借	支出負担行為担当官 大橋 泰之 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	令和4年4月1日	東日本電信電話株式会社 宮城県仙台市若林区五橋三丁目2番1号	1370001007295	前年度に引き続き建物及び土地を利用することから、契約の性質が競争を許すものでないため。 会計法第29条の3第4項	7,365,111	6,600,000	89.6%	0	-	-	-	
ハローワーク盛岡菜園庁舎事務室清掃業務	支出負担行為担当官 大橋 泰之 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	令和4年4月1日	東京美装興業株式会社 東北支店 盛岡営業所 盛岡市菜園1-12-18 盛岡菜園センタービル	6011101015153	契約相手方が指定する清掃業者との契約が入居条件となっているため。 会計法第29条の3第4項	3,254,167	2,962,200	91.0%	0	-	-	-	
ハローワーク盛岡菜園庁舎事務室賃借	支出負担行為担当官 大橋 泰之 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	令和4年4月1日	株式会社 ミツウロコ 東京都中央区京橋3丁目1番1号	5010001139963	前年度に引き続き建物及び土地を利用することから、契約の性質が競争を許すものでないため。 会計法第29条の3第4項	34,930,011	34,052,580	97.5%	0	-	-	-	
奥州パーソナル・サポート・センター(県南総合就業支援拠点)賃貸借契約	支出負担行為担当官 大橋 泰之 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	令和4年4月1日	株式会社水沢クロス開発 岩手県奥州市水沢字横町2番地1	8400601000763	前年度に引き続き建物及び土地を利用することから、契約の性質が競争を許すものでないため。 会計法第29条の3第4項	1,281,735	1,134,144	88.5%	0	-	-	-	
盛岡公共職業安定所来客用駐車場賃借	支出負担行為担当官 大橋 泰之 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	令和4年4月1日	有限会社東盛商事 岩手県盛岡市東新庄二丁目26番8号	4400002002248	前年度に引き続き建物及び土地を利用することから、契約の性質が競争を許すものでないため。 会計法第29条の3第4項	9,535,680	8,659,200	90.8%	0	-	-	-	
一関公共職業安定所来客用駐車場賃借	支出負担行為担当官 大橋 泰之 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	令和4年4月1日	個人 岩手県一関市		前年度に引き続き建物及び土地を利用することから、契約の性質が競争を許すものでないため。 会計法第29条の3第4項	2,740,742	1,580,040	57.7%	0	-	-	-	
水沢公共職業安定所来客用駐車場賃借	支出負担行為担当官 大橋 泰之 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	令和4年4月1日	個人 岩手県奥州市		前年度に引き続き建物及び土地を利用することから、契約の性質が競争を許すものでないため。 会計法第29条の3第4項	2,542,597	1,716,000	67.5%	0	-	-	-	
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金の創設に伴う暫定的な仮事務所賃借	支出負担行為担当官 大橋 泰之 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	令和4年4月1日	株式会社CNGインベストメント 東京都港区西新橋3丁目24番12号	4240001039349	前年度に引き続き建物及び土地を利用することから、契約の性質が競争を許すものでないため。 会計法第29条の3第4項	9,674,926	8,538,480	88.3%	0	-	-	-	
岩手労働局職業対策課分室倉庫(暫定的な仮事務所)の賃借	支出負担行為担当官 大橋 泰之 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	令和4年4月1日	株式会社盛岡地域交流センター 岩手県盛岡市盛岡駅西通2丁目9番1号	3400001001607	前年度に引き続き建物及び土地を利用することから、契約の性質が競争を許すものでないため。 会計法第29条の3第4項	15,386,223	14,834,556	96.4%	0	-	-	-	
令和4年度における岩手労働局、各労働基準監督署及び各公共職業安定所で購読する新聞「岩手日報」の購読	支出負担行為担当官 大橋 泰之 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	令和4年4月1日	株式会社岩手日報社 岩手県盛岡市内丸3番2号	9400001000207	新聞購読料は全国一律であることから、最寄り新聞店との契約が適切である。したがって、契約の性質から競争を許すものでないため。 会計法第29条の3第4項	1,020,000	1,020,000	100.0%	0	-	-	-	

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
給与等システムソフトウェア使用許諾・ソフトウェア保守及びハード機器保守	支出負担行為担当官 大橋 泰之 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	令和4年4月1日	コンピュータシステム株式会社 京都府京都市上京区笹屋町千本西入笹屋四丁目273番3	5130001002985	システム使用許諾権、所有権及び著作権は、開発者であるコンピュータシステム株式会社のみ帰属していることから、他社が保守を行うことが不可能なため。 会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号	1,650,000	1,650,000	100.0%	0	-	-	-	
岩手労働局職業対策課分室及び各公共職業安定所で使用する事務用什器貸借	支出負担行為担当官 大橋 泰之 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	令和4年4月1日	有限会社カワハラ事務機 岩手県盛岡市北松園2丁目14番4号	8400002000883	令和4年4月1日からの勤務に対応するため、早急に契約業者を選定するため緊急の必要により競争に付すことができないため。 会計法第29条の3第4項	2,502,720	1,208,367	48.3%	0	-	-	-	
岩手労働局新型コロナウイルス感染症対応休業支援金センター事務用什器貸借	支出負担行為担当官 大橋 泰之 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	令和4年4月1日	有限会社カワハラ事務機 岩手県盛岡市北松園2丁目14番4号	8400002000883	令和4年4月1日からの勤務に対応するため、早急に契約業者を選定するため緊急の必要により競争に付すことができないため。 会計法第29条の3第4項	1,795,083	1,029,652	57.4%	0	-	-	-	
高齢者活躍人材確保育成事業委託	支出負担行為担当官 大橋 泰之 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	令和4年9月1日	公益社団法人岩手県シルバー人材センター連合会 岩手県盛岡市中央通二丁目2番5号	5400005000041	「高齢者活躍人材確保育成事業実施要領」において、各都道府県シルバー人材センター連合会に委託することが定められていることから、競争を許さないため。 会計法第29条の3第4項	13,158,841	7,900,000	60.0%	0	公社	都道府県所管	1者	
労働関係法のポイント2023年度岩手版購入	支出負担行為担当官 大橋 泰之 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	令和5年1月19日	株式会社労働調査会 東京都豊島区北大塚2丁目4番5号	9013301012464	「労働関係法のポイント2023年度岩手版」は株式会社労働調査会が作成し直接販売しているものであり、他社からの購入が不可能であるため。 会計法第29条の3第4項	1,289,640	1,190,750	92.3%	0	-	-	-	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他の所要の調整を加えることができる。